

桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桶川市条例第21号。以下「条例」という。）に基づいて、放課後児童健全育成事業（以下「本事業」という。）を実施するものに対して、放課後児童健全育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、本事業の進展を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付にあたっては、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付条件)

第2条 補助金の交付対象者は、条例に定める基準を満たしている者で、入室する児童数がおおむね10人以上のものとし、かつ待機児童の発生等により本事業の実施について市長が必要であると認める場合とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業年度の4月30日（その日が土曜日、日曜日、祝日及び国民の休日に当たっているときは、その翌日とする。）までに桶川市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中で事業を開始する場合等は、4月30日後においても提出できるものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、その内容について審査等を行い、申請書受理後14日以内に交付の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付について決定を受けた者で、その内容に変更が生じ、決定された補助金の額に変更が生じることが判明した場合には、桶川市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）とその内容がわかる添付

書類をあわせて提出しなければならない。

- 4 前項の規定により申請書が提出されたときは、第2項の規定に沿って、変更交付の可否を決定するものとする。

(補助金の額及び交付時期)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額及び交付時期は別表に定めるとおりとする。ただし、年度の途中で事業を開始する場合等の交付時期については、当該事業年度の3月31日とする。

- 2 前項に定める補助金の額の交付を受けようとする者は、請求書(様式第3号)を市長へ提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、別表に定めた交付時期までに補助金を支払うものとする。

- 4 第3条第4項の規定によって変更決定された場合には、決定後に到来する交付時期において精算を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、桶川市放課後児童健全育成事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(その他書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類の写しを市長に提出しなければならない。

(1) 新たに児童が入室した場合

ア 放課後児童クラブ入室申込書

イ 児童の家庭に関する調書

ウ 児童の保護者等が保育に欠けることの証明書

(2) 児童が承諾期間満了前に退室する場合

ア 退室願

(会計処理)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、クラブの運営に必要となる負担金等の収入及び経費の支出などの会計手続きについて、適正にこれを処理し、帳簿を備えなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の支払いを受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか補助金の支払いが不相当であると市長が認めたとき。

(書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の請求内容を明らかにできるよう、対象児童の在籍状況が分かる書類、請求に関する書類等を事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者名

下記により 年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金の交付を受けた
いので、桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱第3条第1項の規定によ
り、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

担当者氏名 _____

電話 () _____

メールアドレス _____

年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者名

下記により 年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金の交付を受けた
いので、桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱第3条第4項の規定によ
り、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

（当初交付決定額 金 円）

担当者氏名 _____

電話 () _____

メールアドレス _____

請 求 書

金 _____ 円

年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金として、上記金額を支払われ
たく請求します。

年 月 日

桶川市長

請求者

住所又は所在地

氏名又は代表者名

(参考)

交付決定額 金 _____ 円

既受領額 金 _____ 円

担当者氏名 _____

電話 _____ (_____) _____

メールアドレス _____

年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付けで申請のあった 年度桶川市放課後児童健全育成事業費補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので、桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付します。

交付決定額 金 円

2 交付しません。

（理由）

別表

区 分	補助金単価及び補助基準	交付時期
<p>子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第61条の規定に基づき市が策定する桶川市子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条第5号に規定する放課後児童健全育成事業</p>	<p>国庫(県費)補助基準額のとおり</p>	<p>3月31日とする。ただし、常勤支援員人件費及びその他人件費に該当しない場合は、必要な額を5月31日に概算払できるものとする。</p>
<p>常勤支援員人件費</p>	<p>上記算定基準の根拠となる放課後児童支援員の体制維持に必要となる人件費 (1人につき、上限1,200千円)</p>	<p>5月31日</p>
<p>その他人件費</p>	<p>放課後児童支援員以外の人件費 (上限2,600千円)</p>	<p>5月31日</p>
<p>車輛購入費</p>	<p>児童の送迎用に使用するもので購入費の2分の1の額とし、その交付は1回に限る (上限3,000千円)</p>	<p>5月31日</p>